

## 公 募 公 示

霞ヶ浦導水工事事務所福利厚生施設の営業を希望する者の募集を下記要領により公募いたします。

平成30年11月26日

国土交通省関東地方整備局

霞ヶ浦導水工事事務所長 田畑 和寛

### 記

#### 1 業務概要

- (1) 業務名 霞ヶ浦導水工事事務所における清涼飲料水自動販売機の設置営業
- (2) 業務内容 霞ヶ浦導水工事事務所内に自動販売機を設置し、清涼飲料水販売を行う。  
清涼飲料水2台・・・1事業者
- (3) 業務期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日  
ただし、必要に応じ5年を越えない範囲内で下記3による国有財産の使用許可期間を更新し業務を行うことができる。

#### 2 設置場所 茨城県土浦市下高津2-1-3 霞ヶ浦導水工事事務所内

#### 3 国有財産の使用許可等

- (1) 本業務を行う者は、業務に係る国有財産法第18条の規定に基づく使用許可（以下、「国有財産使用許可」という。）を受けるとともに、本公募にて提示した応募価格に使用面積を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を使用料として納付しなければならない。
- (2) 使用許可期間は1年以内とする。

#### 4 公募参加資格

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。

- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

## 5 手続等

### (1) 担当部局

〒300-0812 茨城県土浦市下高津2-1-3

国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦導水工事事務所 総務課

電話：029-822-3007（内線210） Fax：029-826-6099

### (2) 公募要領の交付期間、場所及び方法

平成30年11月26日（月）から平成30年12月14日（金）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までの間に、上記（1）において書面により交付する。

### (3) 応募申込書の提出期限、場所及び方法

平成30年11月27日（火）から平成30年12月21日（金）午後5時までに上記（1）に持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

## 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記5（1）に同じとする。
- (3) 応募申込書及び国有財産使用許可の申請書の提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された応募申込書等は、提出者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (5) 応募申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込を無効とするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) その他詳細は公募要領による。